

（乗車装置）

**第312条** 特定小型原動機付自転車の乗車装置の構造に関し、保安基準第66条の16の告示で定める基準は、次の各号で定める基準とする。

- 一 乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること。この場合において、座席を有しない乗車装置の床面であって、十分な滑り止め加工がされているものは、この基準に適合するものとする。
- 二 乗車装置は堅ろうであり、かつ、走行中の振動、衝撃等により車体から分離しない構造であること。